

次に、災害時の避難についてお伺いいたします。

外国人の避難についてです。

現在、新居浜市には令和7年7月末現在で1,853人の外国人住民が暮らしています。大規模災害が発生した場合、このうち何人が要避難者となり、1つの避難所当たり何人程度の外国人避難者が想定されるのか、また、市内で最も外国人避難者が集中すると見込まれる避難所はどこになるのかをお示しください。

さらに、外国人の方々が自らの情報網を通じて特定の避難所に集合を呼びかけ、避難者が殺到する可能性も考えられます。その場合の受け入れ体制や近隣避難所への振り分け方法など、市としての対応を伺います。

また、外国人対応が十分に整わない状況の中で、日本人避難者と外国人避難者との間に摩擦や争いが生じることも懸念されます。こうしたトラブルを未然に防ぐために、避難所における多言語対応、やさしい日本語での案内、通訳体制の確保、文化・宗教的な配慮を含めた受け入れ準備をどのように進めているのか。あわせて、外国人コミュニティーのリーダーや雇用主と市役所が事前に連携し、円滑な避難所運営につなげていく体制づくりについて、市の見解をお聞かせください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。沢田市民環境部長。

○市民環境部長（沢田友子）（登壇） 災害時の避難についてお答えいたします。

外国人の避難についてでございます。

平成25年12月に愛媛県が公表しております、愛媛県地震被害想定調査結果における南海トラフ巨大地震が発生した場合の本市の最大避難所避難者数から、令和7年7月末現在での当時からの人口減少率と外国人の人口比率を考慮して算定いたしますと、外国人の避難所への避難者数は市全域で約520人、そこから別子と大島を除く58避難所で考えますと、1つの避難所当たり約9人と想定されます。最も外国人避難者が集中すると見込まれる特定の避難所は想定しておりますが、津波による被害が大きいと思われる川西地区や川東地区の沿岸部の避難所では、避難者が多いものと推測されます。

次に、避難者が殺到した場合における受け入れ体制や近隣避難所への振り分けについてでございます。

特定の避難所への集合呼びかけなどを含め、災害発生の規模や災害発生時の建物や道路の被害状況等により、各避難所への避難者数を推計することは困難でございます。防災情報システムにより、市全体の避難状況を把握し、調整できる体制を整えておりますため、災害時の状況に応じて避難所の受け入れ体制や近隣避難所への振り分けについて、迅速に判断してまいります。

現在、防災知識や災害への備えについて知ってもらうため、外国人住民対象の防災研修ワークショップを

て日本人と外国人が共に安心して避難生活を送るために、お互いの理解と協力が不可欠でございます。

やさしい日本語や多言語での情報提供や防災ピクトグラムの活用など、避難所でのスムーズな外国人受入れのために、地域版避難所運営マ

ニュアル作成について、支援を行つてまいります。

次に、円滑な避難所運営につなげていく体制づくりについてでございます。

災害時において外国人住民に対して迅速かつ正確な情報を伝えるためには、地域社会とのコミュニティーの橋渡し役となる外国人キーパーソンの育成や外国人を受入れしている企業との連携は重要でございます。

今年度、地域を学ぶ活動や地域住民等との交流を通じ、外国人材と地域住民、企業等を結ぶ橋渡し役を担う外国人を育成するための外国人材地域リーダー養成講座を愛媛県が本市も連合自治会ヒ連携協力しながら実

連携協力しながら実施しており、引き続き地域、企業とも連携しながら、円滑な避難所運営につなげていきたいと考えております。

○議長（田窪秀道） 伊藤義男議員。

○2番（伊藤義男）（登壇） 次に、要配慮者の避難支援体制についてです。

災害が発生した際に、市民が安心して避難できる体制は、行政の最も大切な責務です。特に高齢者や障害者など、いわゆる要配慮者が安心して避難できる環境を整えることは、市民の命を守る上で欠かせません。しかし、市民の方からは、福祉避難所が本当に災害時に機能するのか不安だとの声をいただいております。

そこで、7点質問いたします。

1点目、現在、新居浜市には80か所の福祉避難所が指定されています。

そこで、まず伺います。

これらの避難所は、災害時に全て同時に開設、運営できる体制になっているのか。もし、段階的に開設する場合、その基準や優先順位などは

る場合、その基準、優先順位などはどのように定められているのか、明確にお答えください。

門人材が不可欠です。しかし、実際の災害時には、職員自身が被災者となる可能性もあり、人員確保は大きな課題です。市はどのようにして人材を確保し、発災直後から速やかに配置できる体制を整えているのか伺

3点目、市が作成している要配慮者名簿は、避難支援に活用されなければ意味がない。名簿の更新

頻度や福祉避難所との情報共有、実際の搬送支援手順が現場で機能するのか、また、それを検証する訓練を行っているのかお答えください。

的な避難所資材だけでは十分ではありません。簡易ベッド、パーティション、介護用トイレ、医療用品など、福祉避難所に必要な資材の備蓄状況はどうなっているのか。また、不足がある場合には、市の備蓄食庫

不足がある場合は、市の備蓄庫から迅速に供給できる体制があるのか確認します。

5点目、福祉避難所そのものが被災し、使えなくなった場合に備え、代替施設の確保や広域的な連携が必

か伺います。

6点目、強度行動障害や多動のある方が一般避難所に避難した場合、大きな音や人の多さにより、パニックを起こしたり、動き回ることで周囲と摩擦が生じるなど、深刻な問題が起こり得ます。このような方に対し、パーテイションや簡易テントを活用した安心できる空間の確保、支援者や福祉職員の協力体制、避難所スタッフへの啓発など、具体的な配慮はどのように行うのか伺います。

7点目、多動や行動障害がある親族がいる御家庭は、他に迷惑をかけないために避難をちゅうちょしたり、避難せずに家にとどまる方が多いと伺っていますが、市としてこのような方たちへどのような対策を考えているのか、あわせて、家にとどまり、福祉避難所の開設を待つことを選んだ方は、どのようにして福祉避難所の開設やその他の情報を取ることができなのか、市の対策をお答えください。

以上7点、お願いいいたします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）  
要配慮者の避難支援体制についてお答えいたします。

まず、指定福祉避難所の開設・運営体制につきましては、福祉事業者と災害時における福祉避難所の設置に関する覚書を交わし、本市からの要請により、福祉施設等に開設することとなっており、発災から約3日をめどに開設することとなっておりますが、福祉施設建屋の被災状況や職員の参集状況などにより、市内80か所の福祉避難所を同時に開設、運営できるものではないと認識しております。

段階的に開設する場合、まず、福祉施設の安全性を確認した上で、福祉避難所を必要とされる方のニーズを基に、開設準備が整った施設の順に開設していくものと考えております。

次に、人材確保及び配置体制につきましては、福祉施設職員への協力依頼を行うほか、愛媛県災害時要配慮者支援チームの派遣要請、介護や福祉の専門知識を有するボランティアへの協力依頼など、迅速に対応してまいります。

次に、要配慮者名簿につきましては、毎年更新しており、自治会、民生児童委員、消防団、警察、社会福祉協議会との情報共有は行っておりますが、福祉避難所との情報共有は行っておりません。

搬送支援手段につきましては、福祉事業者に協力を要請するほか、介護タクシー等を運行する市内事業者との協定により移動手段を確保しておりますほか、福祉事業者が所有する物資の提供への協力をお願いしております。

なお、医療・介護用品など、特殊な物資につきましては、福祉施設協議会などの関係団体や事業所との連携により整備を進めてまいります。

次に、近隣自治体との協定や連携体制につきましては、愛媛県と県内各市町との間で、相互応援協定が締結されており、必要に応じて広域的

に連携できる体制を構築いたしております。

次に、強度行動障害や多動のある方への配慮につきましては、一般避難所となる公民館や学校におきまして、会議室などの小規模な部屋や施設が所有するパーティションや簡易テント等は、配慮の必要な方に優先的に使っていただくななど、安心できる空間を確保できるよう、運営スタッフへ啓発してまいります。

次に、家にとどまることを選んだ方への対応につきましては、福祉避難所を必要とされる方のニーズを把握する必要がございますことから、一般避難所において福祉避難所が必要であることをお伝えいただく必要がございます。集まったニーズに関する情報を基に必要な福祉避難所を開設し、その情報につきましては、個別に御案内することといたしております。

○議長（田窪秀道）　伊藤義男議員。

○2番（伊藤義男）（登壇）　要配慮者の避難支援体制は、制度や数の整備だけでは意味がなく、実際に動く体制であることが何より重要です。市民の命を守るという行政の最大の責務を果たすために、福祉避難所の実効性を高め、人員、備蓄、訓練、そして外国人や強度行動障害を含む多様な要配慮者への対応を具体化することが強く求められています。

以上を要望いたしまして、次の質問です。